

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人

北秋田市社会福祉協議会

## 令和6年度

### 社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会事業計画書

#### 基本計画

令和6年1月1日に発生した能登地方を震源とする地震は、石川県を中心に甚大な被害をもたらしました。多くの人々が日常を奪われ、今もまだ避難生活を強いられています。当会としては各種災害義援金や緊急特例貸付の受付をはじめ、県社会福祉協議会を中心に北海道・東北ブロックとして四国ブロックとともに志賀町災害ボランティアセンターへの支援に動いています。当地域同様、高齢化、人口減に直面する地域での大きな災害のため復興、再生への長い道のりが想定されています。今後は介護職員等の派遣も見込まれるため県社会福祉協議会とタイアップしながら息の長い支援を展開して参ります。

エネルギー価格は高止まりを見せ、物価上昇率の低下も見込まれていますが、先に示された介護報酬改定は全体では1.59%のプラス改定となっているものの収支をカバーできるほどではないため、引き続き厳しい法人経営を強いられます。また、当地域では他法人の介護保険事業所閉鎖が相次ぎ需要と供給のバランスが大きく崩れ始めています。地域ニーズを見極めながらサービス供給を図りつつ、同時に組織の経営力を高めていく必要があります。組織改革、IT化のさらなる促進による生産性の向上、特定技能外国人雇用、各種受託事業や指定管理施設運営等の見直しを図りながら不断の経営改革に取り組んで参ります。

一方、コロナ禍を経て、取り巻く生活環境は大きく変化しております。また、単身高齢者が増加し、家族による支援の弱体化が進んでおります。認知症高齢者や生活困窮者、社会的孤立状態にある方は今後、益々増加していきます。社会福祉協議会は、長年にわたり多様な福祉実践を積み重ね、単独の機関や制度・サービスだけでは対応できない複合的な課題、潜在化している課題などに対応してきました。福祉ニーズを的確に把握し、課題をワンストップで対応できる体制を継続していくとともに、引き続き地域共生社会の実現に向けて中核的な役割を果たしていくため、自治会町内会、民生委員児童委員をはじめとする地域関係者との連携を強化して参ります。

ロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、緊迫する中東情勢は混迷を極め世界の分断が加速しています。また、大きな気候変動や度重なる自然災害も経済のグローバル化が進んだ昨今、法人経営にも大きな影響を及ぼします。見通しの利かない社会変動の中にあ

って当会が持続的な事業経営を実現していくためには、社会的な価値と企業価値の両立が求められます。

今年度も地域の課題に向き合い地域福祉の推進を図るという社会福祉協議会としての存在意義を高めるとともに、利用者の確保とサービス提供、生産性の向上、労働力の確保、コスト削減などの経営課題の解決に対しても役職員一丸となって取り組んで参ります。

### 今年度の重点目標

- ① 住民参加・協働による地域福祉事業の推進
- ② 地域における支え合いの仕組みの構築
- ③ 地域に根ざした総合相談・援助体制の確立
- ④ 社協会員の加入促進
- ⑤ 生活困窮者への相談支援の強化
- ⑥ 介護保険事業の経営改善
- ⑦ 法人全体のIT化の促進と介護ロボット導入の推進
- ⑧ 外国人人材の確保・育成・定着
- ⑨ 組織機構の再編
- ⑩ 総合的な権利擁護体制の構築

### 活動方針

#### 1、会務の運営

- ① 定款に基づき、適正な法人運営を図るため、理事会、監査会、評議員会を開催します。特に理事会については法人の執行機関としての機能を強化します。また、地域のニーズに対応した事業の推進や各種規程の見直しについて取り組みます。
- ② 内部監査として役員監事3名により、半期毎に財務と業務の監査を実施するとともに、定期的に公認会計士による指導を受け、経理の透明性の確保と専門的観点から財務状況の分析を行い、明晰な会計処理を行います。

■ 正副会長会議	随時
■ 理事会	年 5回
■ 評議員会	年 3回
■ 監査会	年 2回

- ③ 旧町単位の支所管理体制をあらため北秋田市全域の管理体制へ組織を再編します。それに伴いサービス種別ごとに事業を集約し経営効率を高めます。
- ④ 委託先の社会保険労務士と連携し、職員の労務管理を徹底するとともに、各種関係法令に基づき就業規則等の改正に迅速に取り組みます。
- ⑤ 顧問弁護士と連携し、法人運営、利用者トラブル等で生じる様々な法律問題に対処し、コンプライアンスを高めるとともに危機管理に努めます。
- ⑥ 現場第一主義に基づいた業務改善による経費の縮減を図り、継続的に事業評価やコスト把握の上、財政計画を策定します。
- ⑦ 公的財源や自主財源の確保など安定的な経営に努めます。
- ⑧ ITの活用を浸透させ、それに伴い業務の整理や見直しを進め業務改善を図ります。

- タブレットなどスマートデバイスの拡充
- 給与明細の Web 配信
- ホームページの機能拡充
- 会計諸帳簿、文書ファイルの電子化

- ⑨ 介護ロボット・見守りセンサーといったテクノロジーを活用することで介護の質の維持・向上に努めます。最先端の技術を学ぶ機会、先駆的な取り組みをしている他法人の実践を学ぶ機会を設けるとともに導入に向けた実践的検証を行います。
- ⑩ Web を活用したリモート会議を開催し迅速な検討・評価をしながら組織運用、合意形成、課題の解決に取り組みます。

■ 法人経営会議	月 1回
■ 生産性向上委員会	月 1回
■ 運営会議（本所、施設）	月 1回
■ リスクマネジメント委員会（本所、施設）	月 1回
■ 安全衛生委員会（本所、施設）	月 1回
■ 感染症対策委員会（本所、施設）	月 1回
■ 感染対策チーム会議	随時
■ 虐待防止委員会（本所、施設）	随時
■ 交通安全委員会	随時

- ⑪ 業務の集約と福祉人材のキャリアアップの仕組みを反映させた組織改革を推進します。

## 2、総合企画・啓発活動

- ① 「第20回北秋田市社会福祉大会」を開催し、広い分野から多くの住民に参加いただき、住民の福祉意識の醸成を図ります。
- ② SNSを促進し随時情報の発信を行うとともに、本会の事業、地域の福祉活動、在宅福祉サービス、介護サービス、無料法律相談に関する情報を提供するため社協だよりを年3回発行します。
- ③ ホームページの機能を高め、情報提供機能強化に努めます。また、更新を随時実施して最新の情報提供を行います。
- ④ 社協会員の加入について、住民の皆さんに社協の会員制度について理解いただくように努め積極的な加入促進を図ります。
- ⑤ 災害復旧や認知症高齢者、社会的孤立等の地域課題は当会だけでなく行政や社会福祉法人との協働活動が不可欠です。他の社会福祉法人と連携・協働しセーフティネットとしての社会資源の価値を高め公益的な実践活動を推進していきます。

## 3、福祉を支える人づくり

- ① 住民のニーズに対応し、生活課題の解決を図るため、地域関係者との合意形成をしながら小ネットワークを構築するとともに、地域資源の有効活用を図ります。
- ② 住民の多様な相談にきめ細かにトータルに対応できる体制をつくるためには、職員の専門性の確保とレベルアップが求められます。住民の複雑化・多様化した相談に適切に対応できるよう計画的に職員研修を実施するとともに資格取得を奨励します。職員研修として新人職員を対象とした「新人職員研修」や、法人内の他事業所を経験する「職場交換研修」、管理職を対象とした「リーダー研修」を実施するなど次の世代を担う人材育成に努めます。
- ③ 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムとして社協独自の「介護職員初任者研修」を実施します。また、長期休みを利用した高校生対象の初任者研修を北秋田市から受託し、介護の現場を支えるマンパワーを安定的に確保できるよう努めます。

- ④ 福祉教育として、将来を担う子供たちを対象として、地域のさまざまな事柄やさまざまな人とのふれあい、体験を重ねることで思いやりの心を育むことを目的に『福祉体験学習』を開催します。また、高校生を対象とした『インターンシップ』（就学体験学習）を受け入れるとともに、秋田県並びに教育機関とタイアップして福祉ガイダンスを行い福祉のやりがいや魅力を発信します。
- ⑤ 福祉関連の国家資格取得に必要となる実習の援助機関として大学や専門学校から実習生を受け入れます。また、介護人材を確保するため、介護従事者新規就労支援事業を実施し、講習会や実務訓練を通じて介護未経験者の新規就労を支援します。
- ⑥ 地域のボランティア活動を推進するため、ボランティアグループ及び個人、連絡協議会の活動を支援します。ボランティア活動に関する情報・資料の提供の他、連絡・調整など個々の活動の強化とネットワークづくりに取り組みます。また、多くの住民が福祉活動の担い手として活躍できるよう『ボランティア・福祉活動団体交流研修会』を開催します。
- ⑦ 市内の児童・生徒の福祉に対する理解と関心を深め、やさしさや思いやりの心の醸成を図ることを目的に「福祉教育応援事業」を実施します。
- ⑧ 外国人人材は、介護現場を中心に大きな存在になってきます。外国人の受け入れにあたっては、多様性を尊重し、ともに働く職員として必要な条件整備を図り、日本人と同一条件での人材確保・育成・定着を図っていきます。

#### 4、健康と生きがい、仲間づくり活動の推進

- ① 地域における介護予防の取組や住民主体の通いの場の充実等を図るため、各種健康講座や体操などを取り入れた『介護予防教室』を地域に出向いて開催し、住民一人一人の主体的な介護予防活動を支援します。また、地域の実態やニーズ調査から支援が必要な高齢者を早期に発見し介護予防活動へつなげます。
- ② 高齢者を介護している家族等（ケアラー）が日頃の悩みを共有しながら心身のリフレッシュと介護者相互の交流を図るために家族介護支援事業を行います。また、ケアラーが置かれている状況やケアラーへの支援の必要性についての啓蒙に努めるとともに、支援が必要な方の掘り起こしや早期介入に努めます。
- ③ 認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症カフ

エを開催し認知症の方やその家族、地域住民が気軽に集いつながれる場所を提供し様々な情報を提供します。

## 5、地域福祉活動の推進

- ① 北秋田市からの「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」を受託し相談支援活動を実施します。制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。また、ひき続き、社会的な自立を目指す若者の居場所づくりやフードバンクによる一時的な食料支援も継続し困窮世帯の自立支援を行います。
- ② 自治会長・町内会長や民生委員・児童委員等の地域関係者から寄せられた情報をもとに地域訪問活動を実施し、高齢者の閉じこもりや社会的孤立状態に陥っている方への支援につなげます。
- ③ 障がいのある方が地域で安心して生活を送るためには、一人一人の障がいに適した支援ネットワーク、見守り体制の構築が必要です。関係機関と連携しながら、さまざまな機会を通じて啓発を図っていきます。また、特定・障がい児・一般相談支援事業所の機能を強化します。
- ④ 災害ボランティア団体事前登録制度、災害ボランティアリーダー制度を充実させるため、市内の法人、団体、企業とのネットワークを広げ、災害研修を通じて顔の見える関係づくりを推進します。また、地域の助け合いと広域での支え合いを軸として、地域共生社会における災害支援の在り方の理解を推進します。
- ⑤ 市から個別避難計画作成業務を受託し、ケアマネジャー、相談員、支援員等が避難支援に関する計画を作成し、災害時に迅速かつ適切に避難できる体制構築に寄与します。
- ⑥ 会費や寄付金を財源として助成するサロン活動等助成事業（旧地域福祉活動支援事業）及び共同募金を財源とする「地域福祉活動スタート支援事業」の活用を促進します。地域の課題解決に向けて、地域住民をはじめ、自治会・町内会が主体となって取り組む福祉活動への支援を強化します。
- ⑦ 消防本部と連携しながら、一人暮らし高齢者世帯等の自宅を訪問し、火災警報器の設置や避難経路の確認を行う『火の元点検事業』を実施します。
- ⑧ 生活課題の多様化や物価高騰の影響による生活困窮世帯の増加が想定されます。低所得者層等を対象とした、たすけあい資金貸付事業の情報提供を行い、周知を図り

ます。また、償還状況の確認と適切な事業運営のため、たすけあい資金運営委員会を開催します。

- ⑨ コロナ禍により生活困窮に陥った方に対して実施した特例貸付の償還指導については、償還困難な世帯も見受けられるため、電話や訪問等による生活状況の把握に努めるとともに、償還猶予、償還免除の申請支援をはじめ自立相談支援事業所と連携しながら生活再建支援を行います。
- ⑩ 市からの委託事業である『福祉の雪事業』『外出支援サービス』『食の自立支援事業』『家族介護用品支給事業』『緊急通報システム事業』等の在宅福祉サービスについては、利用者支援を継続する一方で、サービス内容が社会変化に対応したものになっているかの検証や委託費の妥当性について引き続き、市と協議を行い改善につなげます。
- ⑪ 日常生活で直面する問題の相談に、専門的立場にある弁護士が相談を受け持つ、無料法律相談を継続して開催します。
- ⑫ 権利擁護支援を必要とする人が適切に成年後見制度を利用できるようにするためには、わかりやすい制度の周知を図り、一人一人が最後まで自分らしく生きるための備えができるよう、支援を進めていく必要があります。北秋田市より「北秋田成年後見支援センター」を受託し、広報・啓蒙活動、申立支援、権利擁護体制構築を行います。
- ⑬ 「きたあきた権利あんしんセンター」では、これまでの「日常生活自立支援事業」に加え「法人後見」を受任し一体的かつ継続的に権利擁護支援を展開しています。後見業務が長期間にわたるケースやチームアプローチが必要なケース、地域ネットワークが必要なケースなど、法人としてのメリットを生かせるケースを適正に受任しながら当地域の社会資源としての価値を高めます。
- ⑭ 地域でも認知症の方が増加している状況から、医療と介護の密接な連携のもとに適切なサービスを提供できるよう努めます。本人及び家族を支援するためには、地域住民の認知症に対する正しい理解と支援ネットワークの構築も不可欠です。そのため、認知症ケア講座を開催するとともに、「認知症介護指導者」の資格を取得した職員を地域に派遣し、啓蒙活動を通じて認知症になっても住みやすい地域づくりを推進します。
- ⑮ 認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、温かく見守る仕組み作りとして各関係機関、地域住民の協力のもと「認知症高齢者等見守りネット事業」（一人ひとりが見守り隊）を実施しています。ご本人の状況を確認しながら登録内

容の整備に努めるとともに、引き続き周知活動を展開します。

- ⑫ 市全域で展開している「地域包括支援センター」は、生活支援が必要な高齢者がサービスを切れ目なく受けることができるように、また、身体機能・認知機能の低下の予防、介護リスク軽減に向けた地域活動を行えるよう支援しながら、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ります。

## 6、介護保険事業の推進

- ① 居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業、通所介護事業、訪問入浴介護事業、短期入所生活介護事業、福祉用具貸与事業、認知症対応型共同生活介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、通所リハビリテーション事業、特定福祉用具販売事業、特定施設入居者生活介護事業の介護保険事業については引き続き地域福祉事業との融合により、地域とのつながりを生かして、高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会を実現するため、質の高い介護サービスを提供します。また安定した介護保険事業を継続するために、経営改善に取り組めます。
- ② 要介護者の意思決定を尊重するとともに、法令を遵守し、要介護者が適切なサービスを使いながら自立した生活を送れるよう、忠実に職務を遂行します。
- ③ 科学的介護情報システム（LIFE）の活用をはじめ、日常の介護・医療データを蓄積し科学的根拠に基づく質の高いケアを推進します。
- ④ 秋田県介護サービス事業所認証評価制度の取組みを継続し、人材育成、資格取得支援、育児・介護等との両立、キャリアアップの仕組み等において客観的指標を公表し、選ばれる事業所、選ばれる職場としての価値を高めます。
- ⑤ 職員が誇りや安心感をもって仕事ができる労働環境の整備に努めます。介護職員の処遇改善についても賃金の改善及び非正規職員から正規職員への登用や、無期雇用転換制度を促進します。また、三つの処遇改善加算一本化が予定されているため早期に体制構築を実施し職員の処遇改善に努めます。
- ⑥ 介護サービスは利用者の方が安心して、自分が望む自立した生活を継続するための支援です。それを実現するためには、職員の意識、技術、対応能力などのレベルアップが求められます。めざす理念を共有し、最新の介護情報・スキルをフィードバックするとともに、スーパービジョン機能を高めながら、常に職員教育の徹底を図り

ます。

- ⑦ 職員の資格取得についても積極的に推奨し、レベルアップを促します。
- ⑧ 認知症高齢者の見守り拠点、AEDステーション、災害時の福祉避難所など、持てる機能を高めながら住民に還元できるよう努め、開かれた施設づくりを推進します。
- ⑨ 在宅でも安心して安全な生活が送れるよう常に利用者の立場にたった相談援助、情報提供、介護サービスの提供に努めるとともに小地域ネットワークのコーディネートをしながら自立した生活が営めるよう支援します。
- ⑩ 全事業所において、真摯に苦情解決に取り組み改善に努めるとともに第三者委員制度を活用し、利用者の満足度を高め、利用者個人の権利擁護と事業所への信頼確保を図ります。

■ 苦情解決第三者委員研修会

年 1回

- ⑪ 職員のリスクに対する意識を高め、リスクマネジメントの徹底を図ります。苦情とヒヤリハットは小さな事柄でも常に報告し、リスクマネジメント委員会で分析の上、再発防止に努めます。
- ⑫ BCP（施設・事業所における業務継続計画）の作成が義務化され利用者の生命と健康を守り、災害やパンデミック、緊急事態が発生した際にもサービスの継続を確保するためのリスク管理計画を策定しました。今後は継続的な見直しと訓練を実施し対応力を高めて参ります。
- ⑬ 感染症予防として、施設利用者のインフルエンザ予防接種をはじめ、職員への接種代一部補助も行いながら健康管理を推進します。
- ⑭ インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症拡大防止に向けて、基本的な感染対策の励行、スタンダードプリコーション（標準予防策）の訓練をはじめ、感染状況に応じて職員行動指針やマニュアルの補完を行い、重症化リスクの高い方への感染防止に向けて法人全体で取り組みます。
- ⑮ 施設の老朽化に伴い計画的な修繕や備品の更新を進めます。そのためにも、毎年基金への計画的な繰り入れを実施します。

## 7、指定管理施設の適切な運営

指定管理施設については、市の条例及び関係法令等に基づき、公平で透明性のある運営を行い、市が求める指定管理業務を確実に実施します。施設の有効活用、サービスの拡大及び充実、地域の連帯意識の高揚を図るとともに効率的運営かつ管理運営費の削減に努めます。

〔施設名〕

- 北秋田市地域福祉センター
- サテライトステーションつづれこ
- 北秋田市阿仁養護老人ホーム「もろび苑」
- 北秋田市森吉生活支援ハウス
- 老人憩いの家「ことぶき荘」
- サポートハウスたかのす
- 補助器具センターたかのす

## 8、児童福祉の推進

- ① 市からの委託事業として、児童館の運営に取り組み、明るく楽しく遊べる場の提供と地域における子育て支援の拠点として児童館機能の充実を図ります。地域住民との交流も積極的に推進します。
- ② 市からの委託事業として、子育てサポートハウス「わんぱあく」の経営に取り組み、就学前、小学校低学年の児童の一時預かりや病後児の保育サービス、子育ての悩み等に関する各種相談など子育て支援事業を推進します。
- ③ 市からの委託事業として、学童保育事業の運営に取り組み、施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ります。
- ④ 昨今、社会問題になっている児童虐待についても地域福祉推進の立場から共通の認識を持ち、虐待の早期発見や対応について学び、子供を守る取り組みを推進します。
- ⑤ 「児童の安全の確保」のため安全計画が義務化され、施設・設備の安全点検や児童への安全指導と避難訓練（地震・火災・水害・不審者）のマニュアル策定をしました。また、救急対応の訓練や感染症対策についての講習を継続していきます。

## 令和6年度 年間事業計画

月	会議名	事業名	職員関係	備考
4	上旬	市共募運営委員会		新任職員研修(法人)
	中旬			
	下旬	正副会長会・理事会	法律相談会	
5	上旬	市共募監査会		
	中旬	監査会	成年後見センター運営協議会	
	下旬	正副会長会・理事会 市共募審査委員会		認知症介護実践者研修
6	上旬			
	中旬	評議員会		
	下旬	理事会	法律相談会	
7	上旬			
	中旬		たすけあい資金運営委員会	新人職員研修、指導職員研修
	下旬		地元高校生を対象とした介護職員 初任者研修（～9月中旬）	管理職員研修
8	上旬			
	中旬			中堅職員研修
	下旬		法律相談会	認知症介護実践者研修
9	上旬			
	中旬	市共募運営委員会	成年後見セミナー	
	下旬	市共募推進会議（募金活動協力依頼）		指導職員研修
10	上旬		赤い羽根共同募金運動展開 介護職員初任者研修（～3月末）	
	中旬		役員・評議員研修	OJTリーダー研修
	下旬		法律相談会 秋田県社会福祉大会（10月29日）	
11	上旬		第20回社会福祉大会（11月8日）	
	中旬			管理職員研修、中堅職員研修
	下旬	監事会（上半期監査）		
12	上旬		ボランティア・福祉活動団体交流研修会 （12月10日）	
	中旬	正副会長会・理事会		内部登用試験
	下旬	評議員会	法律相談会	
1	上旬		高齢者等防火指導（1月～2月）	
	中旬			施設等相談援助職員研修
	下旬			認知症介護研修（計画作成担当者研修）
2	上旬	市共募審査委員会		
	中旬			
	下旬		法律相談会	
3	上旬			
	中旬	正副会長会・理事会		
	下旬	評議員会		